

Strategic Japanese-Mexican Cooperative Program “Biomedicine” Call FY2010

1st Call for Proposals to be submitted by ~~March 31~~ May 9, 2011

I. General Description

I-1. New Scheme for Joint Funding of Japanese-Mexican Research Cooperation

Based on the Memorandum of Understanding concluded between Japan Science and Technology Agency (JST) and the National Council on Science and Technology of The United Mexican States (CONACyT) on February 1st, 2010, JST and CONACyT have initiated a program for joint funding of Japanese-Mexican cooperative research projects. After consultation between JST and CONACyT, “**Biomedicine**” has been selected as the field of collaborative research to which the joint funding scheme will be applied in this call.

I-2. Aim of Program and Research Field

The aim of the program is to strengthen collaboration between Japan and Mexico within the field of “Biomedicine” to achieve world-class scientific results, leading towards new innovative science and technology.

These research fields are currently undergoing remarkable development and are considered important on a global scale in achieving steady growth and sustainability in the long run.

I-3. Prospective Applicants

JST and CONACyT invite Japanese and Mexican researchers to submit proposals for cooperative research projects in the research areas described above. All applicants must fulfill national eligibility rules for research grant application. An important criterion of the proposed collaboration is that it should build on and reinforce already on-going research activities in each research group and contribute significant added value to these through international collaboration. Japanese researchers from industry may participate in the joint collaboration.

I-4. Financial Support

JST and CONACyT plan to support cooperative research projects including exchange of researchers to the counterpart country.

JST supports expenses for Japanese researchers and CONACyT supports expenses for Mexican researchers.

II. Support by JST and CONACyT

It is envisioned to fund 3 joint projects for this call depending on the number of proposals.

II-1. Budget for a Cooperative Research Project

II-1.1 JST

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese researcher over 36 months (since the initial contract) should not exceed 15 million yen in principle. (Example: a proposal may envisage a budget of 1.5 million yen for the first year, 5 million yen for the second year, 4.5 million for the third year and 4 million yen for the final year.) The budget for the first year should not exceed 2.5 million yen.

Due to budget limitations of this program, amounts will be adjusted each year.

Expenses for facilities and equipments may be requested, in principle, only for one year from the start of this project.

II-1.2 CONACyT

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities but the total budget for a 3 year period will not exceed 2 million Mexican pesos.

II-2. Cooperative Research Period

The cooperative research period shall be 36 months in total, counting from the start date, likely in October, 2011.

II-3. Details of Support

This program is designed to support additional expenses related to cooperation with a Mexican counterpart for a Japanese researcher or with a Japanese counterpart for a Mexican researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposiums, with the precondition that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

II-3.1 Contract between Applicant and JST/ CONACyT

II-3.1.1 JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or research institute, etc. (hereinafter referred to as the “institution”).

The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period.

Since the contract is concluded on condition that all administrative procedures related to this project should be handled within the institution, the research leader should consult with the department in charge at his/her institution.

As for the contract between the Japanese institution and JST, it stipulates that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement Act (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the Act on Protection of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) shall be applied to all intellectual property rights generated as a result of this project, and that these can be the properties of the institution with which the research leader is affiliated.

II-3.1.2 CONACyT

Mexican researchers will be awarded grants under the standard terms and conditions of CONACyT.

II-3.2 Contract between Researchers

If a contract for cooperative research is necessary for implementing actual research cooperation, such a contract should be concluded between the Japanese institutions and the Mexican institutions. It is strongly advised, though not required, that appropriate discussions of the issue of rights regarding intellectual properties with among the concerned parties take place, in order to ensure good collaboration. If an agreement is concluded, it should be reported in the application.

II-3.3 Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of the collaboration vectors and of the local research that is necessary for the collaboration. Projects will be funded for up to three years. Expenses covered in the program include the following items.

(1) Expenses for research exchanges

1) Travel expenses

In principle, travel expenses should be based on the rules of the institution to which the research leader belongs.

JST provides travel expenses only for the Japanese researchers and CONACyT provides them only for the Mexican researchers.

2) Expenses for holding symposiums, seminars and meetings

(2) Expenses for research activities

1) Expenses for facilities and equipment (only for one year from the start of the project for Japanese researchers)

2) Expenses for consumables

3) Expenses for personnel

- Expenses for a PhD student or expenses for a post-doctoral research fellow to participate in the program. (for Mexican researchers)
- Stipend or salary for a PhD student, or salary for a post-doctoral fellow. (for Japanese researchers)

4) Others

Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc.

(3) Overhead expenses (Japanese side)

Since all administrative procedures related to this project are to be carried out by the institutions, overhead expenses amounting to 10% or less of the total amount of research exchange and research activity expenses will be accepted. In case the institutions have otherwise specified the overhead expenses with their bylaws, these can be adopted after negotiation with JST. Overhead expenses shall be provided within the total budget.

(4) Expenses not covered/funded in the program

No expenses stated below shall be covered under this program:

- 1) Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities
- 2) Expenses related to procurement of major equipment
- 3) Expenses related to dealing with accidents or disasters occurring during cooperative research periods
- 4) Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

III. Application

The Japanese and Mexican applicants shall write an individual application. Japanese researches submit the application to JST and Mexican researchers submit the application to CONACyT.

The application shall include:

- a) Project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles Japanese and Mexican researchers will play respectively in the project;
- b) Description on the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for industry and society;
- c) Description on the ongoing activities and specific advantages of the Japanese and Mexican groups respectively, which form the basis for the proposed joint project;
- d) Description on the expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other;
- e) Description of how the project is expected to help strengthen research cooperation between Japan and Mexico over the longer term; and
- f) Discussion on how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide.

III -1. Application Forms

For Japanese researchers applying to JST, the following application forms shall be prepared, in Japanese (J) and English (E).

Form 1J/E Application outline (title of cooperative research project, names of

research leaders, cooperative research period)

Form 2J/E Summary

Form 3J/E Information on research leaders (their CVs*)

Form 4J/E Name list of individuals committed to the cooperative research project in Japan and Mexico

Form 5J/E Description of the cooperative research project including the points stated above *-maximum of 6 pages-*

Form 6J/E Plan for the cooperative project

Form 7 E Papers and other publications by the Japanese-side research leader in the past 5 years

Form 8 E Papers and other publications by the Mexican-side research leader in the past 5 years

Form 9J/E Budget plan for the project

For the Mexican researchers, the above Forms 1E to 9E shall be applied and submitted in English.

** The description shall include short Curriculum Vitae (CV) from both Japanese and Mexican research leaders, which include basic information on education, past and present positions and membership of relevant organizations/associations. Each description should not be more than 1/2 page A4.*

III-2. Preparation of Application Forms

Applicants should fill in the particulars in all the application forms listed in above III-1.

III-3. Submittal of Application Forms for Japanese and Mexican Applicants

Applicants for this call for proposals should send the applications by ~~March 31~~ **May 9**, 2011.

Japanese applicants shall send their application forms to JST by 17:00 (Japanese Standard Time) on ~~March 31~~ **May 9**, 2011, through online application system (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) that has been newly established by Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology as of January 2008. **If it is**

difficult to reach the online application system because of the earthquake disaster on March 11, the submission by the e-mail is acceptable. In such case, please call JST at 03-5214-7375, if possible, and send the proposal to the address of sicpme@jst.go.jp

Mexican applicants shall send their application forms to CONACyT through necessary system.

IV. Evaluation of Project Proposals

IV-1. Evaluation Procedure

Committees consisting of experts selected by JST and CONACyT respectively will evaluate all proposals. Based on the results of the evaluation, JST and CONACyT will make a common decision regarding funding of selected proposals.

IV-2. Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria will apply to each proposed project:

1) Conformity with Program Aims and Designated Research Fields

The proposed activity shall conform to the aims of the program and the research fields that the program designates. In addition, the proposed activities shall be supported by the applicants' utilizing their resources available.

2) Capability of Research Leaders (one on each side)

The research leaders shall have the insight or experience necessary for pursuing the activity and the ability to manage the cooperation and reach the project goals during this program's period of support.

3) Scientific quality and innovativeness of the joint research plan

- The plan shall incorporate an appropriate system for implementing the activity and be realistic in relation to the project budget.
- The plan shall be innovative, and its quality shall be high.

4) Effect of the Activities

The proposed activities can be expected to achieve one of the following, through the cooperation with researchers in the counterpart country:

- Opening up of a new field or new advances in science and technology through the creation of new scientific knowledge in an existing research field.
- Nurturing of researchers able to play a central role in future research exchanges with the counterpart country.
- Sustained development of research exchanges with the counterpart country initiated by this activity.

5) On-going research activity

The proposed collaboration shall build on, reinforce and add significant value to already on-going research activities in each research group.

IV-3. Announcement of Decision

The final decision regarding supported projects will be notified to the applicants around the end of ~~July~~ August, 2011.

V. Responsibilities of Research Leaders After Proposals are Approved

V-1. Annual Progress Report (JST)

At the end of each fiscal year, the Japanese research leader shall promptly submit to JST a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the research leader is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

V-2. Final Report

After completion of the period of international research exchange, research leaders shall promptly submit to JST a final report which may include a financial report and the research exchange activities. The report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by both the Japanese and the Mexican research groups. If papers describing results of research exchange are presented to academic journals, societies and so on, please attach copies of such papers to the final report.

Japanese applicants should contact the following for further information:



Emi Kaneko (Ms.), Dr. Takeshi Usami, Eriko Kishida (Ms.)

Department of International Affairs

Japan Science and Technology Agency

Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379

sicpme@jst.go.jp

Mexican applicants should contact the following for further information:



Dr. Luis Humberto Fabila, Basic Research Director

Email: lfabila@conacyt.mx

tel. 53227700

平成 22 年度 戦略的国際科学技術協力推進事業

日本－メキシコ研究交流

「バイオメディシン」

第一回提案募集（平成 23 年 3 月 31 日 **5 月 9 日** 午後 5 時 締切）

I. 概要

I－1. 日本－メキシコ研究交流の共同支援のための新しい枠組み

平成 22 年 2 月 1 日に科学技術振興機構（JST）とメキシコ国家科学技術評議会(CONACyT)は、日本とメキシコの研究交流を推進するための共同ファンドプログラムを新たに始めることで合意し、覚書を締結しました。JST と CONACyT の協議の結果、「バイオメディシン」分野を本プログラムの支援対象とすることになりました。今回は第一回目の公募です。

I－2. プログラムの目的と研究領域について

本プログラムの目的は、「バイオメディシン」分野における日本－メキシコの研究交流を強化することにより、革新的な科学技術につながる国際的な研究成果を実現することです。これらの研究領域は、現在著しい発展を遂げつつあり、安定的な成長や長期的な持続可能性を成し遂げる上で地球規模的に重要だと考えられます。

I－3. 応募資格

JST と CONACyT は、日本とメキシコの研究者から上記研究領域の共同研究プロジェクトの提案を募集します。応募者は応募にあたり、各国における応募要件を満たす必要があります。採択されるためには、日本とメキシコにおいてすでに研究基盤のある研究がさらに強化され、付加的な価値が創出される共同研究であることが必要です。

日本側研究代表者は、日本国内の大学、研究機関、企業に在籍する研究者であることが必要です。

メキシコ側研究者は、CONACyT の研究者要件に合致する研究者であることが必要です。

I－4. 支援の概要

JST と CONACyT は、研究者同士の相互訪問を含んだ研究交流プロジェクトを支援します。JST は日本側研究者を、CONACyT はメキシコ側研究者を支援します。

Ⅱ．具体的な支援の内容

応募状況にも依りますが、今回は合計で3課題を採択する予定です。

Ⅱ－１．研究課題当たりの予算規模

Ⅱ－１．１ JST

ひとつの研究課題の年間予算は、活動の内容に応じて、年ごとに違えることができます。但し、日本側研究者に割り当てられる36ヶ月間（当初契約日からの36ヶ月）の総予算額は、原則として、1,500万円を超えないものとします。例えば、1年目は150万円、2年目は500万円、3年目は450万円、4年目は400万円という提案も可能です。但し、1年目は250万円以下とします。

本事業における予算上の制約から、各年度において配布金額が調整されることがあります。

なお、設備備品費に関しましては、原則として、プロジェクト開始から1年以内の購入と致しますので、ご注意ください。

Ⅱ－１．２ CONACyT

研究交流の内容により年度ごとの予算は異なりますが、CONACyTの予算は1課題あたり200万ペソの見込みです。

Ⅱ－２．支援期間

研究交流の期間は36ヶ月で、契約日（2011年10月頃を予定）からカウントされます。

Ⅱ－３．支援詳細

本プログラムは、日本－メキシコ研究交流に係る追加的費用（旅費、セミナー／シンポジウム開催費等）を支援するためのものです。日本－メキシコの研究グループにおいては、主要な研究設備がすでに整えられていることが前提となります。

Ⅱ－３．１ 応募者とJST／CONACyTとの契約

Ⅱ－３．１．１ JST

支援の実施にあたり、JSTは大学や研究機関等（以下、「研究機関」という）との間で委託研究契約を締結します。委託研究契約は研究交流期間内で年度ごとに締結します。

契約締結にあたっては、本事業に係わる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提にしていますので、応募者は研究機関の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第 25 条を適用し、原則として研究代表者の所属する研究機関に帰属させることが可能です。

Ⅱ－３．１．２ CONACyT

メキシコ側研究者は、CONACyT の標準的な契約条件にしたがってグラントを与えられます。

Ⅱ－３．２ 研究者間の契約

実際の共同研究を実施する上で共同研究契約が必要であれば、日本とメキシコの研究機関同士で契約を締結してください。知的財産権の取り扱いについて関係研究機関同士で十分話しあっておかれることを強く推奨します。契約が締結されている場合には、応募申請書の中に記載してください。

Ⅱ－３．３ 支出費目

今回の公募によって行われる支援は、研究交流を促進するためのものです。従って、支援は主に研究交流に関するものや、研究交流に必要な各国における研究活動に向けられます。本支援で支出できる項目は以下のとおりです。

(1) 研究交流費

1) 旅費

原則として、旅費は研究代表者が所属する研究機関の旅費規程に従って支出してください。

JST は日本側研究者の旅費を、CONACyT はメキシコ側研究者の旅費を負担します。

2) シンポジウム・セミナー等開催費

シンポジウムやセミナー等開催に係る以下の経費を対象としています。

シンポジウム／セミナー等用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費（アルコール類等は支出対象外）、謝金、雑役務費等。

(2) 試験研究費

1) 設備備品費（日本側研究者には原則として、当初契約日以降 1 年以内のみ可）

既存の施設・設備を十分活用していただくことを前提としていることから、日本とメキシコの研究交流に必須な設備のみを対象としています。

2) 消耗品費

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

3) 謝金等

謝金及び日本側研究者の人件費等（日本側のみ）。

博士課程学生、ポスドクが本プログラムに参加するための経費（メキシコ側のみ）

4) その他

ソフトウェア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機械運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

(3) 間接経費（日本側のみ）

間接経費は、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提として、研究交流費と試験研究費の合計の 10%以下を原則として支出することができます。但し、大学等において間接経費等の算定方式を規則等で定めている場合は、協議によりその算定方式を適用することができます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

(4) 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

- 1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
- 2) 主要な装置調達に関する費用
- 3) 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用
- 4) その他当該研究交流の実施に関連のない費用

III. 応募

日本側研究者とメキシコ側研究者はそれぞれ個別の申請書式を用い、日本側研究者は JST に、メキシコ側研究者は CONACyT に申請を行います。

申請書式には以下の事項を記載することが必要です。

- a) 日本側研究者とメキシコ側研究者が、それぞれ共同研究の中で何を行うのかを明確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究に関する記述
- b) 科学的のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
- c) 共同研究の根幹をなす現在行われている研究および日本・メキシコグループの各々の強みに関する記述
- d) 両グループがどのように競争し、技術及びその他の資源を相互に補いあうの

- かを含めた、共同研究がもたらす付加価値に関する記述
- e) 長期的にみてその研究が、日本とメキシコの研究協力をいかに強化するのかに関する記述
- f) 他の類似活動と比して、提案する共同研究が優れている理由

Ⅲ－１．申請書式

日本側申請者には、以下の申請書式を用意しています。日本語版は J、英語版は E と表記してあります。

- Form-1J/E 申請概要（研究課題名、研究代表者、研究期間）
- Form-2J/E 要約（キーワード、目標、研究方法、期待される研究成果）
- Form-3J/E 研究代表者情報（経歴（＊））
- Form-4J/E 日本及びメキシコの研究交流者一覧
- Form-5J/E 研究交流の概要－ 6 ページ以内－
- Form-6J/E 研究交流計画
- Form-7E 日本側研究代表者の最近 5 年間の論文他
- Form-8E メキシコ側研究代表者の最近 5 年間の論文他
- Form-9J/E 年度毎の経費計画

（＊）日本・メキシコ両国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴（所属機関と役職）、所属学会を含めてください。なお、各研究代表者につき A4 サイズの 1 / 2 以内でお願いします。

Ⅲ－２．申請書式の作成

応募者はⅢ-1 で記載したすべての申請書式を作成することが必要です。

Ⅲ－３．申請書式の提出について

今回の公募締切りは 2011 年 ~~3 月 31 日 (木)~~ **5 月 9 日 (月)** です。

日本側応募者は、府省共通研究開発管理システム (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) を通じて、応募してください。日本側の締切りは、**2011 年 3 月 31 日 5 月 9 日の午後 5 時**です。

この度の東北地方太平洋沖地震の影響で、e-Rad を利用しての申請が困難な場合は、E-Mail での提出も受け付けます。出来ればあらかじめ電話で連絡の上、期限内に sicpme@jst.go.jp まで、添付でお送り下さい。

メキシコ側応募者は、必要なシステムを使って申請様式を CONACyT に送付してください。

IV. 評価について

IV－1. 評価手順

JST と CONACyT で別々に選任された専門家で構成される委員会で全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、JST と CONACyT は共同して支援する課題を選定します。

IV－2. 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

1) 制度の主旨および対象分野への適合性

提案内容は制度の主旨および対象分野に合致したものであり、かつ当該研究の基盤が整備されていること

2) 研究代表者の適格性

研究代表者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験を有しており、当該事業での支援期間中に継続して研究交流を円滑に推進できること

3) 計画の妥当性、質の高さおよび革新性

- 計画は適切な研究交流実施体制、実施規模であること
- 質が高く、また革新的であること

4) 研究交流の有効性

相手国との活発な研究交流が行われ、さらに当該研究交流によって以下の何れかが期待できること

- 当該分野の新しい知の創造による画期的な科学技術の進展または新分野の開拓
- 相手国との研究交流において中心的役割を果たし得る研究者の育成
- 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展

5) 現在の研究活動

提案の共同研究が、日本とメキシコにおいてすでに進行中の研究を強化し、さらに付加的な価値を創出する共同研究であること。

IV－3. 結果の通知

選定の結果については、平成 23 年 7 月 8 月末頃に通知します。

V. 採択後の両国の研究代表者の責務

V-1. 年度毎の進捗報告 (JST)

日本側研究代表者は研究交流の進捗状況報告を、また、研究代表者の所属する研究機関は支援費の経理報告を、毎年度終了後速やかに JST に提出してください。

V－2．終了報告

日本の研究代表者は、期間内に実施した研究交流の終了報告を、研究交流期間終了後速やかに、JST に提出してください。終了報告には、経理報告と研究交流活動報告を記載してください。また、日本・メキシコ両国の研究グループが共同で作成した、研究交流の概要（最大で A4 サイズ 5 ページ）も必要です。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。

日本側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部

担当：金子恵美、宇佐見健、岸田絵里子

Tel. 03-5214-7375 Fax 03-5214-7379

sicpme@jst.go.jp

メキシコ側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



Dr. Luis Humberto Fabila, Basic Research Director

Email: lfabila@conacyt.mx

tel. 53227700

日本側応募者への追加的注意事項

1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について

(1) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、下記ホームページの様式および提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。)

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/1284645.htm

提出期限等、報告書提出の詳細は、採択決定後、JST総務部研究倫理・監査室より文書にてお知らせいたします。

また、平成25年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成24年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご注意ください。

ただし、平成22年4月以降、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、当該研究機関の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)における研究機関番号、及び提出日を申請書に記載してください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

(2) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。

(3) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベース^{*}への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

^{*} 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等

の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(4) 不合理な重複・過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

Ⅱ. 研究費の不正な使用等に関する措置

- (1) 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等（共謀した研究者等を含む）は、一定期間、本事業への応募および新たな参加が制限されます。
- (2) 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度*、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者についても、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。（遡及して適用することがあります）。
- (3) 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者およびそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度*において申請および参加が制限される場合があります。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者に対しては、不正の程度により、申請および参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降 2 年から 5 年間とします。ただし、「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

- ・単純な事務処理の誤りである場合、申請および参加を制限しない。
- ・本事業による業務以外の用途への使用がない場合、2 年間
- ・本事業による業務以外の用途への使用がある場合、2 ～ 5 年間とし、程度に応じて個別に判断される。
- ・提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合、5 年間。

Ⅲ. 日本側研究者への注意事項

(1) 安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】

「経済産業省」ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

(抜粋)

「近年、我が国の重要な先端技術情報が海外へ不用意に流出し我が国の産業競争力等に影響を及ぼしているとの指摘や報道等が数多く見受けられます。他方、安全保障貿易管理の観点からも、不注意な技術の漏えいにより、大量破壊兵器等の開発、製造又は使用に係る技術が懸念国やテロリストに渡れば、我が国や国際社会の平和及び安全の維持に多大な影響を及ぼしかねないため、安全保障上の機微な技術を保有する者には、慎重な対応が求められます。」(同URLに掲載の「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス(平成20年1月)」より抜粋)

なお、相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令にも従ってください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、あらかじめ十分な確認をお願いします。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

【参考】

「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

“Convention on Biological Diversity”ホームページ

<http://www.cbd.int/>

(2) 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。

- 1) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 2) 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- 3) ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成19年文部科学省告示第87号)
- 4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- 5) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- 6) 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)

- 7) 疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）
- 8) 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- 9) 臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号 平成20年7月31日改訂、平成21年4月1日施行）
- 10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記のURLをご参照ください。

【参考】

「文部科学省」ホームページ『生命倫理・安全に対する取組』
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.html

(3) 各種サンプルや試料の取り扱い

研究計画上、相手国におけるサンプルや試料を必要とする研究又は調査を含む場合は、生物資源等の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(4) 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(5) 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を行うことがあります。

(6) 研究者の安全に対する責任

本事業の研究交流期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切の責任を負いません。

(7) 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の研究交流から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

(別添 2)

(1) システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り国際科学技術部事業実施担当にて受付けます。システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページおよびシステムのポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ：

<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

○ポータルサイト：

<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する問い合わせ および提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	戦略的国際科学技術協力 推進事業 国際科学技術部 事業実施担当 金子、宇佐見、岸田	03-5214-7375（直通） 03-5214-7379（FAX） sicpme@jst.go.jp
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク	0120-066-877 (受付時間帯) 午前9:30 ～ 午後5:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 お よび年末年始（12月29日～ 1 月3日）を除く

【注意事項】

ヘルプデスクは研究機関・研究者の登録やe-Radの操作についての問い合わせ先ですが、
以下のように配分機関にお問い合わせいただく内容が大変多く含まれています。
以下のような項目については、国際科学技術部事業実施担当あてにお問い合わせ
いただくようお願いします。

- ・予算額・経費には何を入力すればいいのか
- ・公募締切後だが応募したい
- ・配分機関へ提出済みの課題を修正したい
- ・実施中の課題（応募・受入状況）には何を入力すればいいのか
- ・継続課題で必須入力となっている課題IDが分からない
- ・配分機関に提出する前に入力した内容を確認してほしい
- ・応募したいが何をすればいいか教えてほしい
- ・応募に当たって別途郵送が必要な書類の種類は何か
- ・応募したいがどの種目に該当するのか
- ・審査結果はいつ分かるのか

- ・ 任意入力項目に記入するかどうかで有利（不利）になるのか
- ・ 採択後の事務作業は大変なのか
- ・ 受付中公募一覧から申請様式を取得できないが、どうすればいいか。
- ・ 各事業が提示している様式には何を記述すればいいのか。
- ・ 応募に関わる研究者は、どの範囲まで登録する必要があるのか。
- ・ e-Radへの応募情報の登録は、どの立場の研究者が行えばいいのか。
- ・ 公募期限までに、研究機関あるいは研究代表者・研究分担者の登録が間に合わないが、どうすればいいか。
- ・ 応募・受入状況の入力欄に登録すべきものが11件以上あるが、どれを入力すればいいのか。
- ・ 研究目的や研究概要に入力可能な文字数について、様式よりもe-Radの方が少ないため、双方の内容が異なってしまったが問題ないのか。

＊「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

(2) システムの使用に当たっての留意事項

① システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

② システムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6:00から翌午前2:00まで

(日曜日) 午後6:00から翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関は応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されている研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。

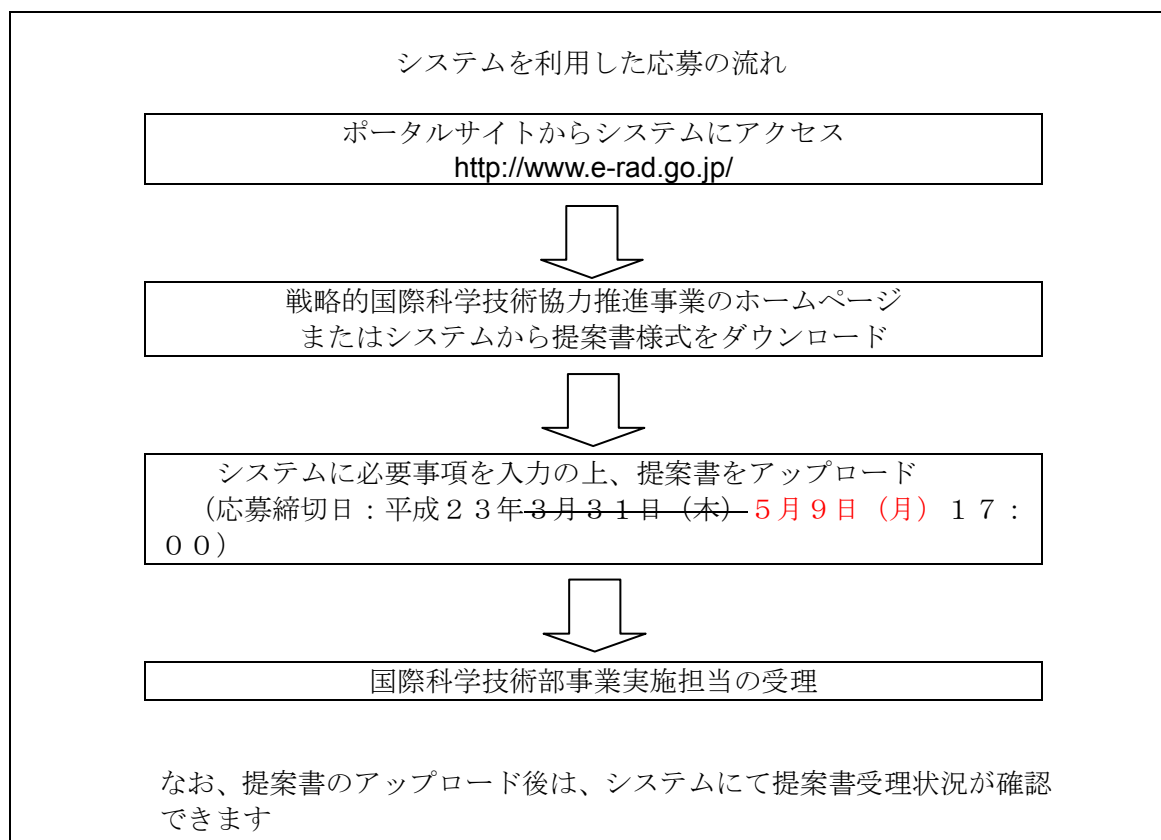
所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・

独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

(3) システムを利用した応募の流れ



(4) 提案書類の注意事項

ポータル サイト	http://www.e-rad.go.jp/												
提出締切	平成23年3月31日(木) 5月9日(月) 17:00												
注意事項 ・ システムの 利用方法 ・ 応募書類様 式のダウン ロード ・ ファイル種 別 ・ 画像ファイ ル形式 ・ ファイル容 量 ・ 提案書アッ プロード	・ システムを利用の上、提出してください。 e-Radシステムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。 ・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。 ・ 提案書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。なお、Word、一太郎、PDFは以下のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまく出来ない場合がありますのでご注意ください。 ○ Word 2000以降 ○ 一太郎 Ver. 12以降 ○ Adobe Acrobat Reader(Adobe Reader) 5.0以降 ・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアル「3.4 画像を貼り付ける方法」を参照してください。 ・ アップロードできるファイルの最大容量は下表の通りです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファイル</th><th>最大サイズ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募</td><td>3 Mbyte</td></tr> <tr> <td>交付・委託契約手続き</td><td>1 Mbyte</td></tr> <tr> <td>成果概要</td><td>3 Mbyte</td></tr> <tr> <td>成果報告書</td><td>5 Mbyte</td></tr> <tr> <td>実績・完了報告書</td><td>1 Mbyte</td></tr> </tbody> </table> ・ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換	ファイル	最大サイズ	公募	3 Mbyte	交付・委託契約手続き	1 Mbyte	成果概要	3 Mbyte	成果報告書	5 Mbyte	実績・完了報告書	1 Mbyte
ファイル	最大サイズ												
公募	3 Mbyte												
交付・委託契約手続き	1 Mbyte												
成果概要	3 Mbyte												
成果報告書	5 Mbyte												
実績・完了報告書	1 Mbyte												

・ 提案書アップロード後の修正	します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアル「1.7システムの基本的な操作方法」を参照してください。 ＜所属研究機関を経由する場合＞ 研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。所属研究機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。なお、所属研究機関承認後は、国際科学技術部事業実施担当へ修正したい旨を連絡してください。 ＜所属研究機関を経由しない場合＞ 研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、国際科学技術部事業実施担当へ修正したい旨を連絡してください。 ・ 受付状況の確認 ・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関に所属していない研究者は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。 ・ 提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。 ・ その他 上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Radポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。
------------------------	--

JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成22年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第3期科学技術基本計画

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>)において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては25%」と具体的数値目標が示されています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長

北澤 宏一

さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう。

研究者に占める女性の割合は、13.0%(平成19年度末現在。平成20年度科学技術研究調査報告(総務省)より)。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジしていった欲しいと思います。

この機会に応募して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後につく後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていいただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監

小舘 香椎子

(日本女子大学教授)